

広報ふなばし11月15日号掲載

市民大学から生まれた新たな観光コース!



一般社団法人
船橋市観光協会
Funabashi City Tourism Association

船橋の隠れた魅力探訪!



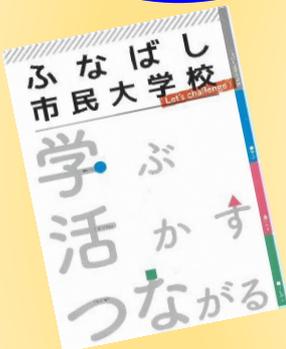
日帰りバスツアー

12/14
(土)
出発

3,900円

バス代・入園料込
昼食付

旅行代金(大人おひとり様)



市民の生涯学習の場から生まれた新企画!

「ふなばし市民大学」の中で、船橋の歴史・文化・産業などについての学習や研究を通して“ふなばしの魅力”を再発見する「ふなばしマイスター学科」。今年度のカリキュラムで観光ルート制作に挑戦、皆で知恵を出し合い、新たな企画が誕生しました!



観光ルート制作の様子

ふなばしアンテルセン公園



園内いたるところで季節の花々がお出迎え。
冬に咲くアイスチューリップは、例年12月下旬~1月が見頃です。
(入園見学・昼食)



昼食イメージ
(アンテルセン公園 レストラン)

古和釜地区の街歩き



今やすっかりおなじみ「ホンビノス貝」の作業場を見学!

日本大学 薬用植物園 (下車見学・解説)



国内外の薬用植物約1,000種を栽植しています。職員による解説付き!

船橋漁港



里山の雰囲気を残す「木戸川・古和釜地区」。東光寺、八王子神社等を、ふなばし街歩きネットワークのガイドで歩いて訪れます。

お問合せ・お申し込み先

船橋市観光協会HPより申込書をプリントアウトし、FAXにて送信、またはお電話にてお申込みください。
ららぽーと西館1F「船橋市観光協会」窓口でもお申込みいただけます。
〒273-8530 船橋市浜町2-1-1
ららぽーとTOKYO-BAY西館1F

船橋市観光協会



TEL : 047-404-2215

FAX : 047-421-7767

営業時間10:00~18:00 (12:00~13:00除く)

● 行程表

☆集合☆ JR船橋駅北口 天沼弁天池公園 8:50集合/9:00出発

行程	食事
船橋駅北口 天沼公園 == 船橋漁港 (下車見学) == ぶなばしアンデルセン公園 (昼食・入園) == 9:00発	朝: × 昼: ○ 夜: ×
日本大学 薬用植物園 (見学) == 古和釜地区の街歩き (約1時間) == 船橋駅北口周辺 16:00頃着	

※行程表中の==部分は、貸切バス移動(利用予定バス会社:コスモスバス)

● 旅行代金

- ・大人(中学生以上) 3,900円
- ・小学生 2,900円
- ・未就学児(座席なし) 無料(昼食は含まれません。)

◆旅行代金に含まれるもの: 行程表中に記載のバス代金、入園料、昼食代

※行程の一部に街歩きが含まれます。歩きやすい靴でご参加ください。

●最少催行人員: 25名(出発の10日前までに最少催行人員に満たない場合は催行中止)

<受付～出発まで>

- ・出発2週間前までに催行の可否をご連絡します。催行が決定しましたら、ご来店又は銀行振込にてグループ代表の方がまとめて代金をお支払ください。
- ・集合場所にて係員がお待ちしております。お申込み代表者の方が受付を行ってください。
- ・受付完了後、バスへご案内いたします。



一般社団法人船橋市観光協会 ご旅行条件(抜粋)
この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結した場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

このツアーは一般社団法人船橋市観光協会が企画・募集し実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は下記の旅行条件と当社旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- 旅行代金について**
①旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数をご確認下さい。②「旅行代金」は、「取付料」、「送迎料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又は「ウェブサイト」における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
- 旅行代金に含まれるもの**
①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。②「添乗員」が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。③「その他」のウェブサイトにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもので、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの**
前項(1)から(3)のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。①自宅から発着までの交通費・宿泊費 ②飲食等個人的性質の消費費用及びそれに伴うサービス料。
- 旅行参加が容るの変更**
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知するかは当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。
- 旅行代金の額の変更**
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい変動情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定額だけが旅行代金に反映いたします。ただし、旅行代金の増減変更するときは、旅行開始日の前日または出発日の前日までに、旅行代金に通知いたします。②当社は本項(1)の定めを適用し、料金の大幅な減額となるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金をとします。③第11項より旅行内容が変更され、旅行契約に要する費用契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対し料、送迎料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない金となります。④追加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が生じたことと変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をウェブサイト記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由により利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

- ④合理的な範囲を超える負担を求めたとき。⑤、お客様の人数がウェブサイト記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目に当たる日より前(日帰り旅行は3 日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。⑥、スターを目的とする旅行における降参量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。⑦、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ウェブサイト記載した 旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。⑧当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて戻金いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を戻金いたします。
- 旅行参加後の解除**
①当社は次の場合に、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
②、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。③、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。④、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社の責任**
(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2 年以内に当社に対して通知があった場合に限り、損害賠償の責任を負います。
- 特別補償**
①当社は前項(1)の当社の責任が生じたか否かを問わず、当社が特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。
② お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のみ募集型企画旅行に含まれない場合、自由行動中の過失、暴行、暴動、超軽運動力機(モーターバイク)、マフコイ機、トヨタバイク等)乗乗、ジャワレン格乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。③ 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- お客様の責任**
①、お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
②、お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。③、お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスの提供がなされたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹線員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- 旅行保証**
当社は、当社約款の規定により「別表 変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体への安全確保のために必要な措置等)による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に19%~59%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30 日以内にお客様に支払いますが、当社の旅行者1 名に対して1 旅行契約につき支払う変更補償金の額は19%を上限とします。尚、旅行者1 名に対して1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000 円未満であるときは変更補償金を支払いません。
- 国内旅行保険への加入について**
お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めいたします。
- 旅行条件・旅行代金の基準**
本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は平成29年7月5日となります。

「別表 変更補償金」 変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みません)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、適用しません。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更(運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。)	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内への出発空港又は着陸空港の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の等級、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル変更のうち契約書面の事項の変更	2.5	5.0

- 旅行代金の額の変更**
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい変動情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定額だけが旅行代金に反映いたします。ただし、旅行代金の増減変更するときは、旅行開始日の前日または出発日の前日までに、旅行代金に通知いたします。②当社は本項(1)の定めを適用し、料金の大幅な減額となるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金をとします。③第11項より旅行内容が変更され、旅行契約に要する費用契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対し料、送迎料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない金となります。④追加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が生じたことと変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をウェブサイト記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由により利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- 旅行の交通**
は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができ、ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交際する手数料等所定の金額をいただきます。上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約の譲渡を受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。
- 料**
契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコース(同室)にご参加のお客様からは1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。② 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様の旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。③ お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料	
旅行契約締結の時期	取消料
旅行開始日の前日から起算して10 日前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

- 当社の解除権**
①、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。②、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。③、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。④、お客様が契約内容に

旅行企画・実施
登録番号 千葉県知事登録旅行業 第3種 970号
一般社団法人船橋市観光協会
千葉県船橋市浜町2-1-1 ららぽーとTOKYO-BAY 西館1階
電話番号 047-404-2215
総合旅行業務取扱管理者 栗田文彦

募集型企画旅行実施可能区域: 船橋市、市川市、習志野市、八千代市、白井市、鎌ヶ谷市